

日中戦争期日本における「家事労働」概念

無所属 田中良一

1. 目的

日本において「家事労働」概念が普及する転換点となった日中戦争期に着目し、同時期における「家事労働」概念の使用の背景と、さまざまな使用例、普及の意義について検討する。

2. 論旨

日本における「家事労働」概念は、1950年代の主婦論争においても使用されているが、その起源は古く戦前にさかのぼる。報告者の知る限りでは、「家事労働」の初出は、1922年に農商務省が実施した「農家経済調査」(第2回)の実査における使用である。その背景には、当時創設間もなかったILOの動向と、それに対する農商務省の対応、農家における副業の存在、農政学者たちの言論活動などがあるが、この問題は他の機会に譲り、本報告では日本において「家事労働」概念が普及する画期となった日中戦争期に着目し、この時期の「家事労働」概念の検討を行う。

戦前の日本の婦人運動が、家事労働を指示する際に通常用いた語は、「家事労働」ではなく、「家庭労働」であった。だが今日では、家事労働を指示する語として私たちが「家庭労働」を用いることはまれであり、通常「家事労働」と呼んでいる。2つの語の使用が入れ替わる契機となったのが、本報告で扱う日中戦争である。

「家庭労働」という語が戦前において意味した範囲は広く、今日でいう家事労働のみならず、自営業における奉公人の労働、派出婦の労働、内職など、家庭で行われる労働を広く指示する語であった。戦前の婦人運動が家事労働を論じる際も、このような広い意味を有していた「家庭労働」の語を借用したのである。

これに対し「家事労働」の語は、これが「農家経済調査」において使用されたという経緯から、農村に接近しえた婦人運動家が使用した例はあるものの(丸岡秀子など)、婦人運動での主流はあくまで「家庭労働」であって、「家事労働」ではなかった。また行政においても、この語が農商務省(商工省の分離後は農林省)を越えて使用されることはなく、各省の垣根を越えた行政用語としての定着には至らなかった。

だが、日中戦争の開戦によって情勢は変わる。この時期には、戦争遂行のために農業生産力・工業生産力の拡充が求められた。農村女性は家事労働を抑制して食糧生産に労働力を投入するよう求められ、また都市の女性については、家事労働の合理化・共同化を通じて家事労働を抑制し、余剰労働力を工業労働へ投入するよう求める主張が現れた。実際には、日本における女性の戦時労働動員対策は未婚女性が中心であり、既婚女性の動員は法令化されなかった。だが、以上の文脈で、既に国(農商務省・農林省)の行政用語であった「家事労働」という語が、女性の戦時動員に用いられ、婦人運動のなかにもあらたに「家事労働」概念を採用する者が現れたのである。

日中戦争期における「家庭労働」から「家事労働」への推移は、以下の2つの帰結をもたらした。第1に、「家事労働」の語が女性の家事に焦点化することで、「家庭労働」という語の多義性を払拭し、動員対象の行為内容と担い手が明確化された。第2に、「家庭労働」の語を使用する際に、一部の人々が込めていた封建的関係の打破という意図が、「家事労働」の語では見えにくくなった。以上の転換は、意図的に推進された変化とは言えないが、結果的に戦時体制の要請と適合し、「家事労働」の語が戦後に普及・定着する足掛かりとなるのである。